

「少額減価償却資産の取扱い(法人の場合)」

本年度の税制改正で、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、青色申告書を提出する中小企業者が取得価額が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合には、その事業の用に供した事業年度において損金経理をすることにより一時に費用処理をすることが可能になりました。これにより、少額の減価償却資産の取扱いが若干複雑になりましたので、ここで改めて整理をしてみたいと思います。

1. 20万円以上30万円未満の減価償却資産

取得価額が20万円以上30万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却資産として資産に計上し減価償却する方法、30万円未満の少額減価償却資産として事業供用事業年度に全額損金算入する方法の2つの選択肢があります。この全額損金算入の適用を受けるためには、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付して申告することが必要とされていますが、この明細書の添付に代えて減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・別表16(一)又は別表16(二)等の備考欄に「取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法67条の8の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は 円であり、その明細は別途保管している。」などのように記載をすることにより適用を受けることが出来ます。なお、この全額損金算入の適用を受けることが出来る中小企業者とは、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人(その発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人及びその発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大規模法人に所有されている法人を除きます。)又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。

2. 10万円以上20万円未満の減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却資産として資産に計上し減価償却する方法、30万円未満の少額減価償却資産として事業供用事業年度に全額損金算入する方法、一括償却資産として3年間で損金算入する方法の3つの選択肢があります。

3. 10万円未満の減価償却資産

取得価額が10万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却資産として資産に計上し減価償却する方法、30万円未満の少額減価償却資産として事業供用事業年度に全額損金算入する方法、一括償却資産として3年間で損金算入する方法、10万円未満の少額減価償却資産として事業供用事業年度に全額損金算入する方法の4つの選択肢があります。

4. 償却資産税との関係

会社が所有する減価償却資産については、原則として償却資産税が課税されますが、少額の減価償却資産については、会社が法人税法上選択した処理方法により償却資産税の課税関係が異なることとなります。具体的には、上記1・2・3の減価償却資産について、一括償却資産として3年間で損金算入する方法、あるいは、10万円未満の少額減価償却資産として事業供用事業年度に全額損金算入する方法のいずれかを選択した場合については、その減価償却資産について償却資産税は課税されないこととされています。逆に、通常の減価償却資産として資産に計上し減価償却する方法、あるいは、30万円未満の少額減価償却資産として事業供用事業年度に全額損金算入する方法を選択した場合には、償却資産税が課税されることとなりますので注意が必要です。

5. 取得価額の判定

取得価額がそれぞれ30・20・10万円未満に該当するかを判定する場合には、通常1単位として取引される単位ごとに判定します。例えば、応接セットについて、テーブル9万円、イス4脚9万円を別々に購入して1セットとして使用する場合でも、テーブルとイスを合せて1単位と考えて、取得価額は18万円となります。また、消費税の取扱いについては会社が選択している消費税の経理方法によることとなります。例えば、税込価額312,900円(内消費税14,900円)とあった場合の取得価額は、会社が税込経理を採用している場合は税込価額の312,900円となり、税抜経理を採用している場合は税抜価額の298,000円となります。税抜経理を選択した方が取得価額が低くなり償却方法の選択肢が増えることとなります。(担当:手塚 隆)